平成31年3月29日

每调月,水,金曜日発

第 4478 号

目 次 教育委員会規則 ○富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 1 ○富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 2 告 示 ○工場又は事業場の事故に関する措置要綱の一部改正 10 ○歳入の収納の事務の委託 11 ○富山県病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部の委託 ○片貝川水系片貝川等に係る洪水浸水想定区域等の指定 12 ○黒瀬川水系黒瀬川等に係る洪水浸水想定区域等の指定 ○上市川水系上市川等に係る洪水浸水想定区域等の指定 ○小矢部川水系千保川に係る洪水浸水想定区域等の指定 13 ○富山県の児童相談所に配置する児童福祉司の数についての一部改正 ○富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 14 内水面漁場管理委員会指示 ○平成31年度増殖目標量 15 公営企業管理規程 ○富山県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程 18 ○富山県企業局企業職員就業規則の一部を改正する管理規程 19 告 公 ○公共測量の終了

> 規 則 vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布す る。

平成31年3月29日

富山県教育委員会

教育長渋 谷 克 Y

富山県教育委員会規則第1号

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則(平成11年富山県教育委員会規則第3号)の一部 を次のように改正する。

第9条第3号中「進路の指導」を「進路指導」に改める。

第10条第3号中「及び進路の指導」を「、進路指導及び教育相談(いじめ、不登校、児童虐待等に関するものを含む。)」に改め、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 幼児教育に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。

第15条の表富山県文化財保護審議会の項中「第 190条第2項」を「第 190条第3項」に改める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月29日

富山県教育委員会

教育長 渋 谷 克 人

富山県教育委員会規則第2号

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育職員免許状に関する規則(昭和43年富山県教育委員会規則第8号)の 一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「附則第12項」を「附則第11項」に改め、同条第4号中「第6条第1項の表備考第10号若しくは第11号」を「第2条第1項の表備考第9号若しくは第4条第1項の表備考第8号」に、「第10条の表備考第2号」を「第9条の表備考第3号」に改め、同条第8号中「附則第12項」を「附則第11項」に改める。

別表第1の(1)のアの表中

| 在職最低修得 年数単位数 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目

な

に改める。

別表第1の(1)のイの表中

在職最低修得最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数 年数単位数 教科に関する科目 教職に関する科目 教科又は教職に関する科目

を

Г					
1	在職	最低修得	最低修得単位数に必	公ず含めて修得する	らことを要する最低単位数
	年数	単位数	領域に関する専門	保育内容の指導法	大学が独自に設定する科目
			的事項に関する科	に関する科目又は	
			目	教諭の教育の基礎	
				的理解に関する科	
				目等	

に改める。

別表第1の(1)のウの表中

| 在職最低修得 | 最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数 | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目

を

在職最低修得最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数 年数単位数 領域に関する専門保育内容の指導法大学が独自に設定する科目 的事項に関する科 に関する科目又は 目 教諭の教育の基礎 的理解に関する科 目等

に改める。

別表第1の(2)のアの表中

| 在職最低修得 | 最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数 | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目

を

在職最低修得最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数 年数単位数 教科に関する専門各教科の指導法に大学が独自に設定する科目的事項に関する科関する科目又は教目 論の教育の基礎的 理解に関する科目 等

に改める。

別表第1の(2)のイの表中

在職最低修得 年数単位数 教科に関する科目 教職に関する科目 教科又は教職に関する科目

な

に改める。

別表第1の(2)のウの表中

在職 最低修得 最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数 年数単位数 教科に関する科目 教職に関する科目 教科又は教職に関する科目

5

を

Γ	在職	最低修得	最低修得単位数に必	必ず含めて修得する	ことを要する最低単位数
	年数	単位数	教科に関する専門	各教科の指導法に	大学が独自に設定する科目
			的事項に関する科	関する科目又は教	
			目	諭の教育の基礎的	
				理解に関する科目	
				等	

に改める。

別表第1の(3)のアの表中

| 在職最低修得 最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数 | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 |

を

Γ	在職	最低修得	最低修得単位数に必	公ず含めて修得する	ことを要する最低単位数
	年数	単位数	教科に関する専門	各教科の指導法に	大学が独自に設定する科目
			的事項に関する科	関する科目又は教	
			目	諭の教育の基礎的	
				理解に関する科目	
				等	

に改める。

別表第1の(3)のイの表中

「在職最低修得最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数 年数単位数 教科に関する科目 教職に関する科目 教科又は教職に関する科目

を

Γ	生職	最低修得	最低修得単位数に必	公ず含めて修得する	ことを要する最低単位数
2	年数単位数		教科に関する専門	各教科の指導法に	大学が独自に設定する科目
			的事項に関する科	関する科目又は教	
			目	諭の教育の基礎的	
				理解に関する科目	
				等	

に改める。

別表第1の(3)のウの表中

| 在職最低修得 | 最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数 | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 |

な

Γ	在職	最低修得	最低修得単位数に必	公ず含めて修得する	ことを要する最低単位数
	年数	単位数	教科に関する専門	各教科の指導法に	大学が独自に設定する科目
			的事項に関する科	関する科目又は教	
			目	諭の教育の基礎的	
				理解に関する科目	
				等	

に改める。

別表第1の4のアの表中

「在職最低修得 年数単位数 教科に関する科目 教職に関する科目 教科又は教職に関する科目

を

Γ	在職	最低修得	最低修得単位数に必	公ず含めて修得する	ことを要する最低単位数
	年数	単位数	教科に関する専門	各教科の指導法に	大学が独自に設定する科目
			的事項に関する科	関する科目又は教	
			目	諭の教育の基礎的	
				理解に関する科目	
				等	

に改める。

別表第1の(4)のアの備考中「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

別表第1の(4)のイの表中

| 在職最低修得 | 最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数 | | 年数単位数 | | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | | 教科又は教職に関する科目 | を

Γ	在職	最低修得	最低修得単位数に必	必ず含めて修得する	ことを要する最低単位数
	年数	単位数	教科に関する専門	各教科の指導法に	大学が独自に設定する科目
			的事項に関する科	関する科目又は教	
			目	諭の教育の基礎的	
				理解に関する科目	
				等	

に改める。

別表第1の(4)のウの表中

「在職最低修得最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数 年数単位数 教科に関する科目 教職に関する科目教科又は教職に関する科目

を

Γ	在職	最低修得	最低修得単位数に必	公ず含めて修得する	ことを要する最低単位数
	年数	単位数	教科に関する専門	各教科の指導法に	大学が独自に設定する科目
			的事項に関する科	関する科目又は教	
			目	諭の教育の基礎的	
				理解に関する科目	
				等	

に改める。

別表第1の(5)のアの表中

「在職最低修得最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数 年数単位数 養護に関する科目 教職に関する科目 養護又は教職に関する科目

を

Γ	在職	最低修得	最低修得単位数によ	公ず含めて修得する	ことを要する最低単位数	1
	年数	単位数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教	大学が独自に設定する科目	l
				諭の教育の基礎的		ì
				理解に関する科目		ì
				等		J

に改める。

別表第1の(5)のイの表中

在職最低修得 年数単位数 養護に関する科目 教職に関する科目 養護又は教職に関する科目

を

Γ	在職	最低修得	最低修得単位数に	公ず含めて修得する	ことを要する最低単位数
	年数	単位数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教	大学が独自に設定する科目
				諭の教育の基礎的	
				理解に関する科目	
				等	

に改める。

別表第1の(6)の表中

Γ	在職	最低修得	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単 位数
	年数	単位数	管理栄養士学校指栄養に係る教育に教職に関する科目
			定規則別表第1に関する科目
			掲げる教育内容に
			係る科目

を

Γ	在職	最低修得	最低修得単位数に必 位数	公ず含めて修得する	ことを要する最低単
	年数	単位数	管理栄養士学校指	栄養に係る教育に	養護教諭・栄養教
			定規則別表第1に	関する科目	諭の教育の基礎的
			掲げる教育内容に		理解に関する科目
			係る科目		等

に改める。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号 (第13条関係)					
	教育職員免許状授与証明願				
富山県		年	月	日	
収入証紙					

富山県教育委員会 殿

本 籍 地 「都・道 府・県 (都道府県名) 現住所 (

→ TEL ふりがな 氏 名 生年月日

私は、次の免許状の授与を受けておりますが、その証明をしていただき たいのでお願いいたします。

1	免許状の種類	
2	教科	
3	免許状授与の 根 拠 規 定	
4	免許状授与年月日	
5	免許状の番号	

(注) 特別支援教育領域については、教科の欄に記入すること。

様式第22号中

Γ	事 項		開設者	修了(履	健()年	月日	対象免許種
	教職についての省察並びに子 もの変化、教育政策の動向及び学 の内外における連携協力につい の理解に関する事項	交		年	月	日	
	教科指導、生徒指導その他教 の充実に関する事項	育		年年年	月月月	日日日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

を

事	項	開設者	修了(履	修)年月日	対象免許種
必修領域			年	月月	
選択必修領域	ķ		年	月月	
選択領域			年年年	月 月 月 月	教・養・栄

に改める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(教・教職員課)

示 vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県告示第146号

工場又は事業場の事故に関する措置要綱の一部改正について

工場又は事業場の事故に関する措置要綱(昭和43年富山県告示第 898号)の一部 を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆

第2条第1号イ中「物質及び同条第4項」を「有害物質、同条第4項に規定する 指定物質及び同条第5項」に改める。

第3条第4項中「又は第2項」を「から第3項までの規定」に改める。

(環境保全課)

富山県告示第147号

歳入の収納の事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項の規定により、次のと おり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

委託した収納事務	受 託	者	委託期間
安託した収納事務	名 称	所 在 地	安 託 朔 囘
パーキング・メーター及 びパーキング・チケット 発給設備の作動手数料収 納事務			平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

富山県告示第148号

富山県病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第 292号) 第33条の2の規定により、富山県病院 事業の業務に係る公金の収納の事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企 業法施行令(昭和27年政令第 403号) 第26条の4第1項の規定により告示する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

- 委託した相手方の所在地及び名称 東京都渋谷区渋谷二丁目16-8南雲ビル2階・4階 弁護士法人舘野法律事務所
- 2 委託内容

富山県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年富山県条例第59号)に基づく 使用料及び手数料で未収のものの収納の事務

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

富山県告示第149号

片貝川水系片貝川等に係る洪水浸水想定区域等の指定について

水防法(昭和24年法律第 193号)第14条第1項及び第2項の規定により、片貝川水系片貝川及び布施川、鴨川水系鴨川、角川水系角川、早月川水系早月川並びに中川水系中川・沖田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を別紙関係図面のとおり指定したので、同条第3項の規定により公表する。

「別紙関係図面」は省略し、当該図面を富山県土木部河川課及び富山県新川土木 センターに備え置いて縦覧に供する。

なお、平成19年6月22日付け富山県告示第 313号は、廃止する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第150号

黒瀬川水系黒瀬川等に係る洪水浸水想定区域等の指定について

水防法(昭和24年法律第 193号)第14条第1項及び第2項の規定により、黒瀬川水系黒瀬川、高橋川水系高橋川及び吉田川水系吉田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を別紙関係図面のとおり指定したので、同条第3項の規定により公表する。

「別紙関係図面」は省略し、当該図面を富山県土木部河川課及び富山県新川土木 センター入善土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成20年3月26日付け富山県告示第 151号のうち、吉田川水系吉田川及び 高橋川水系高橋川並びに平成20年10月24日付け富山県告示第 491号は、廃止する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第151号

上市川水系上市川等に係る洪水浸水想定区域等の指定について

水防法(昭和24年法律第 193号)第14条第1項及び第2項の規定により、上市川 水系上市川並びに白岩川水系白岩川、栃津川及び大岩川に係る洪水浸水想定区域並 びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を別紙関係図面のとおり指 定したので、同条第3項の規定により公表する。

「別紙関係図面」は省略し、当該図面を富山県土木部河川課及び富山県富山土木 センター立山十木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成19年6月22日付け富山県告示第 314号は、廃止する。

平成31年3月29日

宮川県知事 石 # 隆

富山県告示第152号

小矢部川水系千保川に係る洪水浸水想定区域等の指定について

水防法(昭和24年法律第 193号)第14条第1項及び第2項の規定により、小矢部 川水系千保川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸 水の継続時間を別紙関係図面のとおり指定したので、同条第3項の規定により公表 する。

「別紙関係図面」は省略し、当該図面を富山県十木部河川課及び富山県高岡十木 センターに備え置いて縦覧に供する。

なお、平成18年11月27日付け富山県告示第 653号のうち、小矢部川水系千保川は、 廃止する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆

富山県告示第153号

富山県の児童相談所に配置する児童福祉司の数についての一部改正に ついて

富山県の児童相談所に配置する児童福祉司の数について(平成28年富山県告示第

429号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

第1項中「13人」を「16人」に、「9人」を「12人」に改める。

第2項中「富山児童相談所 2人」を「富山児童相談所 3人」に改める。

富山県告示第154号

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成30年富山県告示第513号)の一部を平成31年3月19日付けで次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

第2項第2号を次のように改める。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成31年1月から平成31年12月まで 若干

【まいわし】

平成31年1月から平成31年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成31年7月から平成32年6月まで (注)

【するめいか】

平成31年4月から平成32年3月まで 若干

【ずわいがに】

平成31年7月から平成32年6月まで (注)

······ vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県内水面漁場管理委員会指示第2号

平成31年度増殖目標量について

第5種共同漁業権内共第1号(笹川)ほか16漁場の平成31年度における増殖目標 量については、漁業法 (昭和24年法律第 267号) 第67条第1項の規定により、次の とおり指示する。

平成31年3月 日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 島 崎 慎

1 増殖目標量

免許番号	漁業権者名	増殖魚種	増殖方法	増殖規模
中 4 年	却且由人云海类	あゆ	放流	150kg 以上
内共第1号 (笹川)	朝日内水面漁業協同組合	やまめ	放流	1,500尾以上
(世川)	加川社口	いわな	放流	1,500尾以上
		あゆ	放流	600kg 以上
内共第2号	朝日内水面漁業	やまめ	放流	3,000尾以上
(1/11)	協同組合	いわな	放流	3,000尾以上
		さくらます	放流	20kg 以上
		あゆ	放流	5,000kg以上
		wy vy	放流 (親魚)	5,000尾以上
内共第3号	黒部川内水面漁	やまめ	放流	22,000尾以上
(黒部川)	業協同組合	いわな	放流	20,000尾以上
		さくらます	放流	300kg 以上
		かじか	放流	10,000尾以上
由北英 4 日	呉東内水面漁業	あゆ	放流	450kg 以上
内共第4号 協同組合 (片貝川) 黒部川内水面漁	やまめ	放流	2,000尾以上	
(/ X/II/	(片貝川) 黒部川内水面漁 業協同組合	いわな	放流	2,000尾以上

		あゆ	放流	450kg 以上
内共第5号	呉東内水面漁業	やまめ	放流	2,000尾以上
(角川)	協同組合	いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
		あゆ	放流	300kg 以上
内共第6号	中新川内水面漁	こい	放流	5,000尾以上
(上市川)	業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流 (親蟹)	25kg 以上
内共第7号	白龍漁業協同組	いわな	放流	3,000尾以上
(上市川上流)	白龍低未勝问組合	にじます	放流	3,000尾以上
(111)1111111111111111111111111111111111		ふな	放流	1,500尾以上
		あゆ	放流	300kg 以上
内共第8号	中新川内水面漁	こい	放流	5,000尾以上
(白岩川)	業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流 (親蟹)	25kg 以上
内共第9号	白岩川南部漁業	やまめ	放流	2,000尾以上
(白岩川上流)		いわな	放流	2,000尾以上
	川上流) 協同組合	こい	放流	2,000尾以上
		あゆ	放流	5,000kg以上
		ayvy	放流 (親魚)	10,000尾以上
		さくらます	放流	400kg 以上
内共第10号	富山漁業協同組	やまめ	放流	10,000尾以上
(神通川)	合	いわな	放流	5,000尾以上
		ど	放流	10,000尾以上
		ふな	放流	30,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	200,000粒以上
		あゆ	放流	600kg 以上
内共第11号	婦負漁業協同組	やまめ	放流	10,000尾以上
(井田川)	合	いわな	放流	6,000尾以上

İ	1		1 377 7 . 1) ±37+4.37 13	
		さくらます	汲み上げ放流 (親魚)	20尾以上
内共第12号	婦負漁業協同組	やまめ	放流	2,000尾以上
	(大長谷川) 合	いわな	放流	2,000尾以上
(八尺石/川)		こい	放流	5,000尾以上
		にじます	放流	5,000尾以上
内共第13号	庄川沿岸漁業協	いわな	放流	10,000尾以上
(百瀬川)	同組合連合会	こい	放流	2,500尾以上
		うなぎ	放流	20kg 以上
		* 14	放流	5,000kg以上
		あゆ	放流 (親魚)	7,000尾以上
		さくらます	放流	400kg 以上
内共第14号	庄川沿岸漁業協	にじます	放流	30,000尾以上
(庄川)	同組合連合会	やまめ	放流	11,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	50,000粒以上
		うなぎ	放流	100kg 以上
		にじます	放流	20,000尾以上
		やまめ	放流	4,000尾以上
内共第15号	庄川沿岸漁業協	いわな	放流	50,000尾以上
(庄川上流)	同組合連合会	こい	放流	10,000尾以上
		うぐい	放流 (親魚)	100尾以上
		うなぎ	放流	50kg 以上
		あゆ	放流	1,500kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
由业类10日	+ 11/2 0 1	いわな	放流	2,000尾以上
内共第16号 (小矢部川)	小矢部川漁業協	こい	放流	5,000尾以上
(ハンベロり川)	同組合	ふな	放流	3,000尾以上
		うぐい	産卵場造成	500m2以上
		もくずがに	汲み下ろし放 流 (親蟹)	100kg以上

内共第17号	台	あゆ	放流	1,000kg以上
宮川下流漁業協	やまめ	放流	10kg 以上	
(百万八久〇日が八)	高原川漁業協同 組合	いわな	放流	5 kg 以上

2 放流する魚の大きさ

魚種名	1尾あたりの大きさ
あゆ	3 g以上
いわな	2 g以上
うなぎ	20g以上
かじか	5 g以上
- CV	9 g以上
さくらます	2 g以上
にじます	6 g以上
ふな	9 g以上
やまめ	2 g以上
もくずがに	甲幅5cm以上

3 種苗放流についての留意事項

- (1) やまめの放流については、あまごが混入しないよう努めること。
- (2) こいの放流については、PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されているこい群のこいを用いること。なお、コイヘルペスウイルス病まん延防止を徹底する観点から、こいを放流しないことについては、漁業法第 128 条第1項の定めには該当しないことを申し添える。

富山県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成31年3月29日

富山県公営企業管理者 山 本 修

富山県公営企業管理規程第1号

富山県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

富山県工業用水道条例施行規程(昭和46年富山県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第12条第3号中「1.08」を「1.10」に改める。

附則

この管理規程は、平成31年10月1日から施行する。

(企・水道課)

富山県企業局企業職員就業規則の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成31年3月29日

富山県公営企業管理者 山 本 修

富山県公営企業管理規程第2号

富山県企業局企業職員就業規則の一部を改正する管理規程

富山県企業局企業職員就業規則(昭和37年富山県営電気事業管理規程第6号)の 一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「振替え」を「振替」に改め、同条中「4週間後」を「16週間後」に、「4時間」を「3時間30分から4時間15分までの範囲内の時間」に改める。

附則

この管理規程は、平成31年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局利賀ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量(航空レーザ測量 地図情報レベル500)

2 作業期間

平成30年7月3日から平成30年8月31日まで

3 作業地域

利賀ダム工事事務所管内 利賀川流域

富